

7議庶第108号
令和7年12月22日

内閣総理大臣
財務大臣 様
経済産業大臣

下諏訪町議会議長 中山 透

最低賃金引き上げに伴う中小企業の負担を軽減するため国による支援拡充を求める意見書

労働者の最低賃金は、今年度の地域別最低賃金額の改定により、長野県では昨年度の998円から63円、6.3%引き上げられ1,061円に、全国加重平均は1,055円から66円、6.3%引き上げられ1,121円になりました。

全ての都道府県の地方最低賃金審議会による審議の結果、39都道府県が厚生労働省の中央最低賃金審議会が8月4日にとりまとめた今年度の最低賃金額の目安に上乗せを図り、過去最大となる引き上げが実現し、初めて全都道府県で1,000円を超えるました。最低賃金の引き上げは労働者の所得向上、ひいては地域全体の経済活性化にも好循環をもたらすものであり、大いに歓迎するところです。

しかし、多くの労働者が求める「早期の最低賃金1,500円実現」には、まだ遠く及ばない状況であり、政府が公言する「2020年代に全国平均で1,500円まで引き上げる」に照らし合わせても、そのために必要な毎年7.3%の引き上げに、今年度の引き上げ幅は追いついていません。

また一方で、原材料や人件費の高騰を価格転嫁できず、多くの中小企業が困難を抱えており、経費の増加や社会保険料の事業主負担の増加により、これ以上の賃上げ対応は難しい状況にあるのが現状です。

最低賃金アップと中小企業直接支援をセットで行う県もありますが、こうした支援は、地方公共団体ではなく、国が大規模な直接支援に踏み出し、最低賃金引き上げに積極的役割を発揮すべきです。

よって、最低賃金の引き上げに伴う中小企業の負担を軽減するため、下記項目を国に要望します。

記

- 1 中小企業の賃上げへの直接支援を拡充すること。
- 2 中小企業の賃上げに伴う社会保険料負担増に対する支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。